ルビー	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号	
拡大読書器　ＶＳ－Ⅲ	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城6249番地	
拡大読書器　ＶＳ－５	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城6249番地	
拡大読書器　ＶＳ－2000Ａ　ＦＤ	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城6249番地	
拡大読書器　ＶＳ－2000Ａ　ＦＤ［タイプＡ］	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城6249番地	
拡大読書器　ＶＳ－3000Ａ　ＦＤ	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城6249番地	
拡大読書器　ＶＳ－3000Ａ　ＦＤ［タイプＡ］	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城6249番地	
拡大読書器　ＶＳ－5000Ｌ　ＣＤ	株式会社西澤電機計器製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城6249番地	
携帯型拡大読書器　ＥＪ－ＶＭ01ＮＰ	パナソニック四国エレクトロニクス株式会社	愛媛県東温市南方2131番地1	

別表第三システム５の項を削る。

別表第三の二アイ・ドラゴンⅡの項中「アイ・ドラゴンⅡ」を「アイ・ドラゴン３」に改める。

別表第四パソパルマルチの項を削り、同表に次のように加える。

EMOS PX	株式会社テクノスジャパン	兵庫県姫路市北条一丁目266番地
MCTOS ModelWX	株式会社テクノスジャパン	兵庫県姫路市北条一丁目266番地

別表第五スポークスマン４キーの項及びスポークスマン８キーの項を削り、同表中

「アイトーク	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号」

を

「アイトーク	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号
リンゴ	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号」

に

改め、同表パートナーフォーの項を削り、同表テックスキャン６×32の項中「テックスキャン６×32」を「パートナー／フォープラス」に改め、同表ポケットゴートークの項を削り、同表に次のように加える。

ゴートークポケット	宮崎美和子（こころ工房）	徳島県徳島市方上町馬場の上28－3

○農林水産省告示第五百三十五号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百八条の三第一項第二号の規定に基づき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十六条第七項第二号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　組込型共済契約　所得税法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となって効力を有する一の共済に係る契約であって、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結するものをいう。

二　入院給付日額　治療を直接の目的として被共済者が病院又は診療所に入院したことに関し支払われる一日当たりの共済金又は給付金の額をいう。

三　共済掛金積立金　保険法（平成二十年法律第五十六号）第六十三条及び第九十二条に定める保険料積立金であって、農業協同組合法第十一条の八に規定する共済金等の給付に充てるべきものをいう。

（介護医療保険契約等を主たる内容とする共済に係る契約の範囲）

第二条　所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定に基づく所得税法第七十六条第七項第二号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものは、組込型共済契約（人の生存に関し一定額の共済金又は給付金を支払う共済に係る契約を除く。）のうち、その共済に係る契約において支払われる死亡共済金又は死亡給付金の額が次のいずれかに該当するものとする。

一　その共済に係る契約において支払われる入院給付日額の百倍に相当する額を限度とするもの（入院の原因となる事由を制限するものを除く。）

二　その共済に係る契約に係る共済金額の額又は共済契約者が既に支払ったその共済に係る契約に係る共済掛金の累計額のいずれか大きい額を限度とするもの

三　がんに罹患したこと又は常時の介護を要する身体の状態になったことに基因してその共済に係る契約において支払われる共済金又は給付金の額の五分の一に相当する額を限度とするもの

○農林水産省告示第五百三十六号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）の施行に伴い、平成十一年十月二十九日農林水産省告示第千四百五十七号（地方税法施行規則附則第六条第七十項に規定する農林水産大臣の行う証明に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

第一条中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十五項」に、「附則第六条第七十項」を「附則第六条第五十一項」に改める。

第二条中「附則第六条第七十項」を「附則第六条第五十一項」に改める。

別記様式中「附則第６条第70項」を「附則第６条第51項」に改める。

○農林水産省国土交通省告示第一号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の施行に伴い、及び観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第三条第四項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成二十年農林水産省国土交通省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

国土交通大臣　前原　誠司

五の２の⑵①中「・　法第五条第一項に基づき組織された協議会の構成員たる公益法人による登録文化財等の取得については、不動産取得税の課税標準を二分の一とする。（総務省）」を削り、「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同⑵②中「、鉄道軌道輸送高度化事業」を削る。